

富山の深層水PR映像制作等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山の深層水PR映像制作等業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

富山の深層水PR映像制作等業務

3 委託業務の契約者

富山県深層水協議会 会長 藤井 侃

4 委託業務の概要

「富山の深層水PR映像制作等業務委託仕様書」のとおり

5 委託契約期間

契約日から令和3年3月31日（水）まで

6 予算上限額

2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この上限額とは別に契約手続きの中で、予定価格が設定されます。

7 プロポーザル参加資格要件

次の条件のすべてを満たす者としします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 富山県の指名停止措置を受けている者でないこと
- (5) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

- 与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

8 参加手続き

(1) プロポーザルの参加申込

本プロポーザルの参加を希望される場合は、参加申込書（様式第 1 号）を令和 2 年 7 月 3 日（金）午後 5 時（必着）までに電子メール又は F A X で提出してください。

- ・申込みされましたら、必ず電話で到達を確認してください。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 2 号）を令和 2 年 7 月 1 日（水）午後 5 時（必着）までに電子メール又は F A X で提出してください。

また、受け付けた質問に対しては、7 月 2 日（木）午後 5 時まですべての参加者に電子メールで回答します。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙の「富山の深層水PR映像制作等業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出期限

令和2年7月10日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先（問合せ先）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県深層水協議会事務局（富山県商工労働部商工企画課内）

(3) 提出書類

次の①～③の書類をセットして、7部（本通1部、写し6部）提出してください。

（提出書類は返却しません）

①企画提案書（A4任意様式）

- ・「富山の深層水PR映像制作等業務委託仕様書」を参照の上、提案すること
- ・①PR映像の構成案及び取材先案 ②プロモーションの実施内容を具体的に記載すること
- ・業務の実施スケジュールを明確に記載すること

②経費見積書（任意様式、A4縦で1ページ以内（片面1枚））

- ・内訳が具体的に分かるように記載すること

③会社の組織体制等（任意様式、A4版で3ページ以内）

ア 会社の業務概要

イ 委託業務を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等

ウ 過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）における類似事業の受託実績

10 審査方法

提出された企画提案書等の書面審査により決定します。

(1) 審査（書面審査）

提出された企画提案書等の内容を書面審査し、本事業の実施に適切な業者を委託候補者として決定します。

(2) 審査の観点

ア PR映像制作

- ・事業の趣旨や目的に合致した企画提案となっているか
- ・富山湾深層水の魅力を効果的に伝えられる内容となっているか
- ・制作する映像の内容・手法（見せ方）に工夫がなされているか

イ プロモーション

- ・魅力的で広く深層水産業への興味関心を高められる提案となっているか

ウ 実施体制

- ・業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか
- ・本業務を遂行するに足る実績を有しているか

エ 業務スケジュール

- ・作業手法、日程等が明確に示されており、確実に業務を遂行できる工程であるか

オ 見積額

- ・事業実施にあたり見積額、経費の配分は妥当であるか

(3) 審査結果の通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知し、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

11 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、富山県深層水協議会と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

なお、委託業務に伴って発生した著作権は、すべて富山県深層水協議会に属するものとします。

※本事業の実施は、令和2年度富山県深層水協議会総会（令和2年7月上旬開催予定）での事業計画の承認が条件となりますのでご了承ください。

12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。
- (2) 参加申し込み後にプロポーザル参加を辞退する場合は、7月10日（金）午後5時までに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

13 スケジュール（総括）

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 質問書提出締切 | 7月 1日（水）午後5時（必着） |
| (2) 質問回答 | 7月 2日（木） |
| (3) 参加申込締切 | 7月 3日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 7月10日（金）午後5時（必着） |
| (5) 審査結果通知、契約締結 | 7月中旬以降 |

14 提出先・問合せ先

富山県深層水協議会事務局（富山県商工労働部商工企画課内）富士原、竹田
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL：076-444-3245／FAX：076-444-4401

E-Mail：ashokokikaku★pref.toyama.lg.jp ※★を@に入れ替えてください